

議案第10号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由	名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由
略					略				
7 三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。	7 三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。

		める額	金に積立て	
8	三朝町に おける次に 掲げる施策 の推進に資 すること。 (1) 森林 の整備に 関する施 策 (2) 森林 の整備を 担うべき 人材の育 成及び確 保、森林 の有する 公益的機 能に關す る普及啓 発、木材 利用の促 進、その 他森林整 備の促進 に關する 施策	一般 會計 歳入 歳出 予算 に定 める 額	一般 會計 歳入 歳出 算上 して 定 める 額	当該基金の 設置目的を 達成するた めに必要な 経費の財源 に充てると き。
略				
(備考) 略				

		める額	金に積立て	
8	三朝町に おける農山 村地域の活 性化のため の事業の安 定的な推進 に資するこ と。	一般 會計 歳入 歳出 予算 に定 める 額	一般 會計 歳入 歳出 算上 して 定 める 額	当該基金の 設置目的を 達成するた めに必要な 経費の財源 に充てると き。
略				
(備考) 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。